

## 1 開催日時

令和5年8月7日（月）午後2時～午後3時55分

## 2 場所

市川市役所第2庁舎4階大会議室1

## 3 出席者

### (1) 委員

丸谷委員、山極委員、木下委員、村山委員、松村委員、久保木委員

（欠席：石原委員、山崎委員）

### (2) 所管課

障がい者支援課加藤課長、鳥羽主幹、樋口主幹、夏見副主幹、石田主査

発達支援課内池課長、大塚主幹

## 4 傍聴者

なし

## 5 内容（敬称略）

### （開会）

事務局：お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、石原委員、山崎委員から欠席のご連絡をいただいております。

本日の出席委員は6名で、半数以上の委員の方のご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立いたします。

それでは、議題1に先立ちまして、正副会長の選任のための仮議長を決めさせていただきたいと思いますが、仮議長は、障がい者支援課長が務めさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

一同：（異議なし）

事務局：ありがとうございます。

それでは、加藤課長、仮議長席へお願いします。

仮議長 : 障がい者支援課長の加藤です。会長が決まるまで、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和5年度第1回障がい者福祉専門分科会を開会します。

会議につきましては、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則公開となっております。

本日の議題の中で、非公開とする内容はないと事務局からは伺っております。本日の議題は全て公開としてよろしいでしょうか。

一同 : (異議なし)

仮議長 : それでは、本日の会議は公開といたします。

本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

事務局 : 本日は傍聴希望者はありません。

#### 議題(1) 正副会長の選任について

仮議長 : それでは、本日の議題(1)、正副会長の選任を行います。

選任につきましては、条例の規定に準じ、互選を通例としております。どなたか、ご推薦いただけますでしょうか。

はい、木下委員、どうぞ。

木下 : 会長には、丸谷委員を推薦したいと思います。丸谷委員は、障がい児支援のご経験があるということで、適任かと思えます。また、副会長については、引き続き、市川手をつなぐ親の会の副会長である村山委員にお願いするのがよいのではないかと思います。

仮議長 : 丸谷委員と村山委員について、ご推薦いただきました。他にどなたかご推薦はございますでしょうか。

もしないようでしたら、ご推薦のとおり、会長は丸谷委員に、副会長は村山委員にお願いすることとしてよろしいでしょうか。

一同 : (異議なし)

仮議長 : それでは、丸谷委員に会長を、村山委員に副会長をお願いすることといたします。

お二人には、会長席、副会長席にお移りいただきたいと思います。

ここからの進行につきましては、丸谷会長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

## 議題(2) 第5次いちかわハートフルプラン案について

会長 : それでは、会議を進めて参ります。よろしくお願いいたします。

では、本日の議題(2)、「第5次いちかわハートフルプラン案について」、所管課よりポイントのご説明をお願いいたします。

加藤 : 第5次いちかわハートフルプラン案についてご説明いたします。

まず、目次をご覧ください。

「いちかわハートフルプラン」は、3つの法律に基づく3つの計画をセットにしたものになっており、第1部総論のあとに、第2部に、障害者基本法に基づく「市川市障害者計画」、第3部に、障害者総合支援法に基づく「市川市障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「市川市障害児福祉計画」を定めております。

次に、3ページをお願いします。

こちらの図にありますとおり、平成30年度から初めて障害児福祉計画を定めるよう児童福祉法に規定されたことから、平成30年度の「第3次いちかわハートフルプラン」から、3つの計画をセットにしたものにしており、今般のハートフルプランは、第5次のもとなります。

次に、4ページをお願いします。

こちらの(2)にありますとおり、市川市障害者計画は、「市川市における障がい者のための施策に関する基本的な計画」であり、また、(3)にありますとおり、策定に当たっては、「障害者基本計画・都道府県障害者計画を基本とする」、とされており、そのため、内容については、障害福祉計画や障害児福祉計画よりは比較的、市町村の裁量に任せられており、市町村の障がい者福祉の方向性を示すような計画となっております。計画期間についても市町村の裁量となっております。

それに対し、(4)にありますとおり、障害福祉計画や障害児福祉計画は、「障害福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の確保」などに関する計画とさ

れており、5ページの(5)にありますとおり、「厚生労働大臣が定める基本指針に即して定めるものとする」、とされております。このため、障害者計画よりは市町村の裁量度が低く、今後の各サービスの見込量などを定める計画となっております。計画期間は3年とするよう基本指針に定められております。

次に、40ページをお願いいたします。

こちらに、今般の第5次いちかわハートフルプランにおいて特に重点的に取り組む施策を7つに整理して挙げております。

一つは、障がい児支援、二つ目から四つ目は、障がい者支援の中でも「就労」・「生活」・「相談」の3つの面からの体制整備を掲げました。五つ目から七つ目は、第4次プランでも掲げていた「災害対策」や「理解促進」や「人材確保」を掲げました。

これらについては、52ページをお願いします、こちらにあるとおり、障害者計画の6つの節の中に一つずつ重点施策が出てくる形に整理いたしました。

次に、45ページにお戻りください、

ここからが第2部 障害者計画となりますが、45ページの「理念」、46ページの「将来像」、47ページの「基本目標」といった基本的な部分は、前計画から変えず、そのまま引き継いでおります。

48ページの「施策推進の方向」については、第4次プランから再整理し、6項目として、先ほどご説明したようにそれぞれの項目の中に重点施策がある形に整理いたしました。

49ページには「各施策に共通する横断的視点」を挙げておりますが、前計画から変更した部分としては、「④アクセシビリティの向上」の中に、50ページの3行目に書いたとおり、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、通称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の規定の趣旨を踏まえて策定するものであることを記載しております。

この法律については、令和4年に制定されたものであり、法律中に、「障害者計画を策定・変更する場合には、その計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする」という規定があるため、この旨を本計画に書かせていただいているものです。

障害者計画のそれぞれの施策については、53ページ以降に記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、89ページをお願いいたします。

ここからが、第3部「第7期市川市障害福祉計画・第3期市川市障害児福祉計画」となります。こちらは、先ほど申しましたとおり、厚生労働大臣が定める

基本指針に即して定める計画であり、各サービスの見込量などを定めるものとなっております。

90 ページをご覧くださいますと、障害福祉計画・障害児福祉計画の方向性を、(1)から(7)まで 7 点挙げており、基本指針に即して定めております。

93 ページからは、「成果目標」と「活動指標」を定めております。これらは、基本指針において、定めるよう規定されているものであり、必要なサービスの提供体制の確保に係る目標として設定するのが「成果目標」、この目標の達成のための必要な量等として定めるのが「活動指標」とされております。

93 ページから 99 ページにかけて、(1)から(7)まで 7 点記載したものが成果目標であり、基本指針にも掲げられていたものとなります。

そのあとの、100 ページからが、活動指標について記載した部分となります。こちら基本指針に定められているものであり、今後の各サービスの見込量を記載する部分となっております。

以上、一部作成中のため空欄の部分などはございますが、第 5 次いちかわハートフルプランのポイントのご説明となります。よろしくお願いたします。

会長 : ありがとうございます。資料については、事前に皆様、お目通しいただいているかと思えます。何かご質問などある方はいらっしゃいますでしょうか。

久保木 : 質問と意見が何点かあります。

11 ページから障害者手帳所持者数が掲載されていますが、数字は割合のみで実際の数が入っていないため、数も入れた方がよいのではないのでしょうか。

また、20 ページに「本市は精神障がい者が比較的多い市であると言えそうです」との記載がありますが、障害者手帳所持者イコール障がい者ではないということ、割合で見て多い少ないを語るのはどうなのかということ、また、市川市の精神障害者保健福祉手帳の所持者は確かに多いようで保健所にも相談に多く来られていますが、精神障害者保健福祉手帳を取得するための相談に来られている方が多い可能性もあるということ、手帳を所持されて活動されている方が多い可能性もあるということが考えられます。また、精神障害者保健福祉手帳所持者のうち 3 級の方が特に増えているという記述がありますが、3 級の方にはある程度自立している方が多く、発達障がいをベースにして精神障がいも発症している方も多いのではないかという意見が当方の保健所の内部でもありました。そういったあたりで何か分析していることがあれば教えていただきたいと思えます。

夏見 : 割合と数の点については、15 ページに掲載した「人口に対する障害者手帳所持者数の割合」のデータから、相対的に、隣接市等と比較して、また、身体・療育の 2 手帳と比較して、精神障害者保健福祉手帳所持者が多い傾向にあったことから、このように書かせていただいたものです。その表現については、もう少し検討してみたいと思います。

また、精神障害者保健福祉手帳の 3 級の方の内容まではまだ分析できていませんので、少し時間はかかりますが、これから内容を詳しく見てみたいと思います。

会長 : 続いて、久保木委員、お願いします。

久保木 : 37 ページから「障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見」が掲載されていますが、現行計画と比べて内容がコンパクトになっていると思います。また、37 ページ(4)②には「例えば」という言葉が入っていたり、39 ページ(11)①には「新人教育の充実が必要」とだけ書かれていたりして、意見をそのまま記述していると思われる部分もあります。現行計画との違いと、記載がこれから充実されていくのかという点を教えてください。

鳥羽 : 現時点では、障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見を収集途中の段階であり、今回お示しした計画案には、令和 5 年 5 月に聴取した障害者団体の意見をそのままに近い形で掲載してあるところです。市川市自立支援協議会に対しては、これからご意見を伺っていくところであり、この部分の記載についてはこれから充実させていき、次回には体系化した形でご提示できればと思っています。

会長 : 他にはございますか。

久保木 : 53 ページに医療的ケア児のことの記載があります。現行計画だと、66 ページに「重症心身障がい児や医療的ケア児については、児童発達支援及び放課後等デイサービス等の事業所数が少ないことが課題となっています。医療的ケアが必要な子どもの人数やニーズ、事業所の現状、課題をアンケート調査等で把握し、市内の支援体制の現状と課題を明確にする必要があります。」との記載がありますが、今回の計画案では、「重症心身障害児や医療的ケア児については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用に際し、保護者や子どもが求めるニーズに応じた事業所選択が難しいことが課題となっています。」という記載になっ

ており、切り口が変わっています。これは、アンケート調査を実施した結果、実はサービス事業所は十分にあって、利用者の選択の部分に課題があるという認識に変わったということによろしいのでしょうか。

内池 : 調査自体は行っておりますが、医療的ケアの内容の偏り等もあり、そこをどうしていくかということで、選択という表現にさせていただいたところです。

久保木 : 保健所でも医療的ケア児に関わることが多く、サービスの問題などがあります。書きぶりに、医療的ケア児等コーディネーターが整理していくことを市が働きかけていくというような記載になっています。今までですと、市と一緒にやっていくというような書きぶりに読めました。

内池 : 市でも、保護者の要望に沿うかたちで、寄り添いながらと考えています。一緒に考えながらという形で、医療的ケア児等コーディネーターがトータル的なサービスのバランスを見ながらと考えているところです。リードしながらということもありますし、相談しながらというところもありますので、書きぶりについては再度考察していこうと思います。

会長 : 医療的ケア児等コーディネーターが整理した中で支援につなげていくということ表現していくことになりますね。他にございますか。

松村 : 同じく 53 ページのところ、私が障がい福祉分野に詳しくないのでお伺いしたいのですが、医療的ケア児等コーディネーターというのはどういった方がされているものなのでしょうか。

内池 : 県の研修を受けた者が医療的ケア児等コーディネーターとなります。

松村 : 研修とはどういうものですか。

大塚 : 医療的ケアとは何かというところから、相談を受けて支援していくに当たった内容など、幅広いものになっています。

松村 : 私も子どもがいて、保育園、小学校、中学校ときていますが、明らかに素人が見ても発達障がいではないかと思うようなお子さんがいます。ご家族がその事実を拒否しているということも重々理解していますが、なかなか相談機関につ

なまる機会がないというか、保育園や小学校の先生からご家族に対して療育機関の利用を勧めるというのも言いにくいことがあると思います。先生方からの相談も含めて、ご家族も利用しやすい形で、公的機関の専門家が、地域や保育園や学校等からの相談に応じるというのは、市川市では行われているのでしょうか。

内池 : 学校等に出向いて定期的なという形での事業は行っておりませんが、障害児相談支援を利用する旨の受給者証が交付されている方については、希望があれば、学校や幼稚園等のお子さんの所属先に伺って、関わりについてのアドバイス等を先生方に行っています。確かに、保育園から、発達障がい疑いがある、グレーゾーンのお子さんについて、対応の仕方等についての相談があることもあります。市川市では、市単独事業として、私立保育園から要望があった場合に職員が園を訪問して実際にお子さんを見させていただいて先生方にアドバイスをする、という事業も行っています。

会長 : 他にございますか。

久保木 : 今回、新たな市川市地域福祉計画を作成している中で、重層的支援ということを重要視していましたが、今回の第5次いちかわハートフルプラン案には、重層的支援についての記載が私は見当たりませんでした。第5次いちかわハートフルプランに、市川市の重層的支援体制整備事業の一部になることを記載してもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

鳥羽 : どのような形で盛り込むか、検討したいと思います。

会長 : 他にございますか。

村山 : 障害者手帳所持者数については、現行計画では10歳区切りの所持者数表示などはありませんでしたが、今回は年代や等級別の表示なども加わったので、全体像が見えるようになり、とても良かったと思います。ただ、割合だけではなく、数を把握することが大事だと思います。

18ページには、療育手帳所持者について、「増加幅が大きいのが10～30歳代」、「知的障がいには高齢者が非常に少ない」と書かれていますが、高齢者が少ないという表現は全く違うと思っています。確かに比較すればそうですが、私たちからすれば、知的障がい者は高齢化していています。元々は子どもから始ま



った施策であり、それが続いていってようやく高齢化の実態が見えてきたところで、例えば、50歳代以上の方は、平成31年には全体の14.9%だったものが、令和5年には全体の16.7%になっています。ここを是非記載してほしいと思いますし、具体的な人数の表記は欲しいです。近年は8050問題が言われていますが、知的障がいの方が100人いたら100人の親亡き後の課題があり、これが喫緊の課題であると10年以上前から言われています。そこを施策に書き込んでいただきたいので、人数が必要なのと、知的障がいの方は、医療的な面のフォローとか、生活上の暮らしやすいサービスが増えたことで、非常に、長生きというか、長寿の時代になってきて、高齢の方が増えてきています。今まで日中の支援が重点施策とされてきて、これは有り難く、効果的で、皆さんがいきいきと暮らせるようになってきましたが、最後の「くらしの場」は課題です。知的障がいは高齢者が少ないという表現は変えてほしいと思います。

19ページの精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳については、「10歳代が約1.9倍、20歳代が約1.5倍」と書かれています。私の認識が古いのかもかもしれませんが、精神障がいの発症は高校以降という認識でした。発達障がいでも知的レベルが高いと、療育手帳が取れず、精神障害者保健福祉手帳しか取れなかったという話もよく聞くので、10歳代20歳代が増えているというのは、先ほど久保木委員が仰ったように、発達障がいの方が多いのかもしれません。もしそうであれば、そのような記載も欲しいと思います。

そして、これだけ年代別に把握してくださっているので、是非全体的に検討していただきたいのが、厚生労働省の「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～」の中に、グループホームなどの整備に関しては、高齢化のことを含めたり、重度化もありますが、「令和6年度からの障害福祉計画においては、重度障害者等の支援が行き届きにくいニーズについて、全体の必要量とは別に、そのニーズを見込み、整備を促していくこと等について検討すべきである」ということが書いてあるので、そういうことから考えると、全体の数とは別に、重度の方、高齢の方の人数を把握して、そのニーズに対してどのくらい必要かというのを、是非計画に盛り込んでほしいと思っています。年代も50歳以上だったり、障害支援区分5、6とか、強度行動障がいの方の数を把握した上で、できる限りニーズに応えていくということを書き込んでほしいと感じていますので、よろしくお願いします。

鳥羽 : 18ページの「本市の療育手帳所持者の内訳」の表記については、実態に沿った形で表現していきます。19ページについては、ご意見を踏まえて、実態を確認した上で表現を検討いたします。また、親亡き後というところの支援の今後の

方向性については、20ページの「考察」で重度の障がいの方や強度行動障がいの方等への支援の課題点などを記載するのがよいのではと考えております。また、ニーズ把握のところについては、今後、自立支援協議会も含めて、どのようにニーズを把握していけばよいか等、多方面から意見をいただきたいと思っています。

夏見 : 「本市の療育手帳所持者の内訳」の中の年齢別の数についてですが、高齢者というのは一般的に65歳以上の方のことを言いますので、そこだけに注目して、少ないと書かせていただきました。ただ、50歳代で見るという視点もご指摘いただいて、確かに仰るとおりの部分もあるかと思いました。また、重度の障がいの方のニーズ分析というのは、データを一つ一つ見て分析するのに、少しお時間をいただきたいと思っています。

会長 : 細かい数値として結果を出すというところは、委員の方々から評価をしていただいたところではないかと思います。ただ、細かい結果が出たので、さらに分析もということで、ご意見をいただいたのだと思います。分析があつてこそ考察につながっていくかと思います。また、グループホームについても、割合より数の把握が実際のサービスの具体化につながっていくのではないかというご意見だったかと思います。他にございますか。

木下 : 細かいところまでは分かりませんが、入口のところ、隣接市等との障害者手帳所持者数の割合の比較をされていますが、例えば市川市は身体・療育の2手帳の割合は低めとなっていますが、これって必要ですかね、と。何か政策があつて、それがこれにつながつたということであれば、意味があると思いますが、実際、隣接市と比較したところで、どうなのかなというような気がしています。というのも、私はオストメイトですが、千葉県に1万人の手帳の所持者がいて、5年間に1,500人増えました、では市川市の中ではどうかというと、600人くらい、松戸市だと800人、船橋市だと700人くらいだったかなと。ということで、私たちなどは、なぜこういう違いが出てくるんだろうと。障害者手帳をもらうには、医師の診断書を添付する必要があると。そうすると、病院の数などによって違いが出てくるのかな、というような認識でいるわけです。術式が進歩して、高齢になっても手術をする方が増えてきたので、オストメイトが増えた、というような認識でいるわけですね。色々な要因が絡んでいるところではあるので、市川市は色々なところで色々な施策をして努力をしているからこのような数値が出てきているというふうにつながっていくのならばいいのですが、基本的にあま

りそういう比較というのはどうなのかなと。そういう書き方をすると、市川市は良くなっているという書き方に、そういう比較をしているからこそデータとして取り出しているということになるのだらうと思うので、ちょっと入口のところで恐縮ですが、先へどうつながっていくのかなと思って見るとそうでもない、何か特別なサービス、市川市において障がい者サービスの中で、何か医療的なものにしても何にしても、何か色々なことをやられているので全体の数字が減っているということにつながるのであればいいですが、そういうことはなかなかないと思うので、だからちょっと、思い切ってこのような数字の取り方をやめてみてもいいのかもしれないし、そんなことを感じていました。すみません、ざっぱくで。

鳥羽 : ご意見ありがとうございます。分析あっての、というか、何が要因でというところのご意見かと思えます。検討させていただきたいと思えます。

会長 : 他にございますか。

村山 : 32 ページに相談支援の見込量と実績が書かれていますが、ここにこそ、率というか、セルフプラン率を書いた方が、どのくらい充実しているか、不足しているかが分かるのではと思えますが、いかがでしょうか。

夏見 : 仰っていただいた部分は、市町村障害福祉計画の部分となります。障害福祉計画は、厚生労働省の基本指針に即した書き方をする部分であるため、このセルフプラン率の話題を別のところで記載するのはありかと思えます。市川市はセルフプラン率が高めですが、この点は何年か前の自立支援協議会でも議論し、様々な分析もしました。しかし、どうすればこれが解決するかは、色々な要因が絡んでおり、難しい問題だと思っています。市役所がこうしていこうという方向性を打ち出しても数字がきれいに変わっていくとは限らないと思っています。簡単に解決できないからこそ難しい課題だと思点はたくさんあるので、解決は難しいとは思いますが、現状としてこうなっていて課題だと思っているということは、障害者計画の中で触れてもよいかもしれないと思えました。他のところでもそうですが、人材不足などと同様で、簡単に解決できないことであり対応が悩ましいところはたくさんあります。解決策は書けないかもしれませんが、課題として認識しているということは書けるかと思えます。

会長 : 対応策を見出すことは難しいが、検討はしていきたいということかと思  
います。セルフプラン率がどこかに記載されることが一つ前進になるかと思  
うので、お願いします。

村山 : 112 ページの障害福祉計画のあたりに、セルフプラン率についてどのくらい  
を目標にするか等を書き込んでいただければと思います。現状とニーズの兼ね  
合いで、市としてはどういう方向を考えているのか、例えば、人材確保が難しい  
のでセルフプランの方のフォローに力を入れていくことを目指すなど、再度考  
えていただければと思います。私の中でも、必ずしもセルフプラン率を下げる方  
向がいいとも言えないところがあり、本当に必要な方についていればよいと思  
っています。親が元気で複雑なプランは必要ない状況であれば、セルフプランで  
十分だと思えますし、その辺りの切替えとか、本当に必要な人につけられる方向  
性を示していただければと思います。

加藤 : 貴重なご意見ありがとうございます。今後検討させていただければと思  
います。

鳥羽 : 仰ったとおり、セルフプラン率が高いことには様々な要因があるかと思  
います。早くサービスを利用したい、モニタリングなど手続きが煩雑である等の当事者  
の声も伺っており、様々なニーズがありますので、ご意見を踏まえて検討してい  
きたいと思えます。

会長 : 他にございますか。

松村 : 私もあまり地元で生活していないので、73 ページを見て、このような基幹相  
談支援センターがあるということを初めて知ったような状況ですが、高齢者福  
祉分野でも、地域包括支援センターがどこにあるのか分からないと周囲から聞  
かれることがあります。こういったことの周知は、実際はどのように行われている  
のでしょうか。

樋口 : 基幹相談支援センターについては、市 Web サイトに情報を掲載しております  
し、窓口等でお問合せがあった際に障害福祉ハンドブックをお渡ししてご紹介  
するなどしております。

会長 : Web サイトへの掲載と、お問合せがあったときのお答えと、ハンドブックで周知しているということです。他にございますか。

木下 : 34、35 ページに載っている見込量が、みんな右肩上がりの数字になっています。これは、サービスが皆に行き届くから増えているのか、それとも障がいになる方が増えているから増えているのか。全てが右肩上がりなので、どうなのかなと。障害者手帳所持者数もそうですが、右肩上がりになることを想定して、給付事業も皆に行き渡るようになるから増えていくという考え方でいいのでしょうか。私に関係するところと言えば、排泄管理支援用具の延給付件数が載っていますが、これは単純に実人数を 12 倍したものかと思いますが、非常に分かりにくいと思います。このほか、移動支援事業などでも右肩上がりの数字になっていて、なぜなのかと感じます。

鳥羽 : 見込量の算出方法については、厚生労働省から考え方が示されており、過去の実績に基づいて増加率を考慮して算出していく方法と、これとは別の計算をする形があったと記憶しております。本計画の数値については、過去の実績に基づいて増加率を考慮したものです。そのため、様々な事業について実績が増加傾向にあるということになります。

会長 : 厚生労働省から示されている実績に基づいた算出方法ということであり、また実績が出てきたところで実際に数値がどう動いているのかの分析も必要になるかと思います。よろしくをお願いします。

夏見 : 木下委員が仰った、排泄管理支援用具の延給付件数のことですが、3 年前の障がい者福祉専門分科会で、木下委員が、件数だけの掲載だと実際の人数が見えないという趣旨のことを仰ったかと記憶しています。そのため、カッコ書きで人数を載せました。延給付件数を単純に月数の 12 で割りますと、大体の実際の人数は予測できますが、年度途中での給付終了や新規決定などもありますので、参考として、カッコ書きで実人数を掲載しております。また、この 34、35 ページは、現行計画を作成する際に当時の実績を基にして見込量を算出したところですので、令和 4 年度と令和 5 年度の見込量が同じ数値になってはおりますが、当時の実績を基にこのように見込んだということになります。

会長 : 他にございますか。

久保木 : 40 ページに「以下の 5 項目は」とありますが、7 項目の誤りでしょうか。また、「(1) 障がい児支援」とありますが、実際の障害者計画の中では「第 1 項 子育て支援」となっています。この整合性はどうかお考えでしょうか。

鳥羽 : 7 項目の誤りですので、訂正いたします。また、障がい児支援と子育て支援の表記の整合については、整合するように、持ち帰って検討させていただきます。

松村 : 76 ページの権利擁護に関することですが、市民後見人という制度もあります。市川市ではどれくらいの市民後見人の方がご活躍されているのでしょうか。

樋口 : 市民後見人の養成に関しては、研修を市川市社会福祉協議会で実施しておりますが、市民後見人養成研修の修了者は、令和 3 年度は 14 名、令和 2 年度は 17 名となっています。

松村 : 実際、その方々が市民後見人として業務を行っているかどうかを確認したいのですが。

鳥羽 : いま手元にデータがありませんので、お調べします。

村山 : その件ですが、前期からの旧委員は、3 月頃に、市川市成年後見制度利用促進基本計画案を会議の中で配布されており、そこにデータが載っていましたので、それを新しい委員にお配りすればよいのではないかと思います。確か、17~18 名の研修修了者のうち、10 名の方が市民後見人として活躍していたと記憶しています。

会長 : 私も含め、新しい委員にはその資料があると有り難いかと思います。

鳥羽 : 確かに、仰るとおり、市川市成年後見制度利用促進基本計画の中にそのような記載がございましたが、実際に業務を受任しているかどうかまでははっきりとは分かりません。

会長 : 次回にまた詳しくお教えいただければと思います。  
他にございますか。

久保木 : 障害者計画の中で、重点事業とその他の事業が掲載されていますが、市川市ではたくさんの事業を実施していると思います。その他の事業については、ピックアップして掲載しているのでしょうか、それとも関連する全ての事業を掲載しているのでしょうか。

鳥羽 : ピックアップして掲載しております。

会長 : 他にございますか。

村山 : 次回の障がい者福祉専門分科会は 9 月に開催される予定ですが、今後は、例えば 40~43 ページにまとめていただいた課題に対して質問や意見を述べて変えていくよりも、45 ページ以降の具体的な施策について重点的に意見等を述べた方がよろしいでしょうか。

会長 : まとめのところはある程度固まったということで、具体的なところに注力した方がいいか、それとも、まとめのところから検討の余地があるのか、その辺りをお聞かせいただければと思います。

加藤 : 今後は、具体的な施策についてご意見いただければと思います。

鳥羽 : まとめの部分や、障害者計画の理念、将来像、基本目標等は、現行計画から大きく変わっておりませんので、具体的な施策について深めていけたらと思います。

会長 : 他にございますか。

松村 : 80 ページですが、「市川市交通バリアフリー基本構想」、「人にやさしい道づくり事業」、「公園のバリアフリー化事業」などとあります。素朴な疑問ですが、市川市の公園にはトイレがないと思いました。何か意図があってそうしてらっしゃるのでしょうか。

また、117 ページに相談支援事業についての記載がありますが、提案としてお伝えできればと思います。「相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置」と書いてありますが、介護支援専門員が含まれていません。障がい福祉分野の基幹相談支援センターと高齢者福祉分野の地域包括支援センターとがつながれるような、市川市独自のものがあってもいいのでは

と思いましたが。40 歳代や 50 歳代で障がい者となり、介護保険制度との狭間に位置するような方もいらっしゃいますので、そういった方にもつながっていくよう、子どもだけではなく中高年層にも支援が行き渡るように、というものが独自にあってもよいのではないかと思いました。

鳥羽 : 公園のトイレについては、具体的な設置数など、関係部局に確認したいと思えます。

夏見 : 117 ページについてです。基幹相談支援センターには、基本的に、介護保険制度でいう介護支援専門員に似たものとして、相談支援専門員の資格を持った人員が配置されておりますが、さらにその機能を強化するものとして、専門的職員として社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等を配置する事業であるという内容になっていきます。また、障がい福祉と高齢者福祉の両方に関わること家庭というのはたくさんありますので、基幹相談支援センターは地域包括支援センターと日頃から連携しながら支援にあたっています。

会長 : 他にございますか。

村山 : これは今回の計画に書き込むのかそれ以外のところで対応を進めていくのかの判断はお任せしますが、35 ページに、移動支援事業の実績が出ています。66 箇所とありますが、事業所がこれだけたくさんあるということでしょうか。また、延利用時間数と実利用者数から考えると、平均して一人が一月に約 6.36 時間利用しているという計算になります。次のページの放課後等デイサービスでは、利用している方は小学校から高校までの方（12 年間）ということを実人数を 12 で割ると、一学年あたり平均して 71 人の方が放課後等デイサービスを利用しているという計算になります。また、延人日/月を実人/月で割ると、平均して一人が一月に約 11.2 日利用している計算になります。放課後等デイサービス事業所が増えていて、ほとんどの方が利用していると聞いていますが、この方々が、卒業後、就労されたり、生活介護事業所や就労継続支援 B 型事業所を利用されたりして、16 時頃帰宅するとなると、その後の時間の過ごし方に課題があると思います。放課後等デイサービスと同じような時間までサービスを利用させたいと考えると、サービスが全く足りていません。これを国がどう考えているのか聞きたいくらいですが、市にそういうニーズが寄せられているのか、このアフター4 の時間を過ごすサービスをどう確保していくのかが大きな課題で、これはひっそりとした課題だと思っています。移動支援事業は市町村の事業で



すので、形は市町村が作るわけですが、事業の位置付けや、今後どうしていくのか、考えが伝わってこないのが、計画に書きこんでいただけたらと思います。移動支援は月 20 時間の決定がいただけますが、実際には 6 時間強しか利用されていないわけです。本来はもっと欲しいと思っています。親が高齢化して、障がいのある子の余暇に付き合えなかったり、親が入院したときなどにどうするか。移動支援や短期入所があると思いますが、高齢化すればするほどご本人の利用が増えてくるはずですが、実態として増えようがない状況です。移動支援についての市の要綱の見直しも必要になると思いますし、具体的なことが書けなくとも、課題として認識しているということを是非明記していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

鳥羽 : 実際の利用頻度や利用実態などにもよりますので、分析が必要なところがあります。本市の移動支援の報酬単価は他市と比べて低いというご意見もお聞きしており、課題の一つであると認識しています。これから調べさせていただきたいと思っています。

会長 : こちらは 9 月にお答えいただくということで、計画の中に明記してもらえると有り難いということですね。他にはございますか。

村山 : 56 ページにある、市川スマイルプランについてです。特別支援学級のお子さんで、行き渋りというか、不登校になるお子さんが増えていると聞いています。こども発達センターへの相談も、遅れのない発達障がいの方についての相談が半数くらいあると聞いていますし、発達グレーの方の居場所が厳しい状況にあると思っています。そのときに、文部科学省が推奨するトライアングルプロジェクト、これは、学校、福祉、親の連携で、子どもの教育や居場所を考えていく仕組みですが、市川市の計画にも是非入れていただきたいと思っています。スマイルプランは、作れば良いというわけではなく、お子さんがどういう状況にあるのか、どういう居場所を作ればいいのか、関係者が話し合いながら、特に教育委員会との連携が一番で、これがないと何もできないと思いますが、連携もされていると思いますので、計画の中に入れてもらうことが先々大事かと思っています。言葉を入れつつ、どういう体制ができるのか考えていただければと思います。57 ページにも、重点事業の中で、市川スマイルプランと書いてありますが、プランだけではどうしようもないところがあるのが現状ですので、その辺りを入れていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

大塚 : 仰るとおり、トライアングルプロジェクトは、教育、福祉、当事者という三者が連携し、支援がスムーズに進むようにというものです。市川スマイルプランについては、こども発達センターで作成したものが学校に提供され、お子さんや保護者も交えて三者で共有するのがねらいですが、プランが作られたとしても、先生と保護者との間で共有されているのか。また、福祉の支援者が入っていないとすれば三者の連携が難しい状況になってしまいますので、この辺りは課題と認識しています。放課後等デイサービス事業者や障害児相談支援事業者から、教育との連携が取りづらいという意見も聞いておりますので、情報の共有だけではなく、人の間で活かせるようにすることを、この計画の中にどのように盛り込むか、検討していきたいと思います。

内池 : 特に、学校入学前の幼稚園や保育園ですと、学校よりも手厚く個別に支援できる場所がありますが、学校となると、大勢の中の一人となり、さらにそこに学習という要素も入ってきますので、お子さん本人にしてみると大変かなと思います。さらに個人に合った支援となると、本人をとりまく環境で、理解し合う、支え合うということが重要になると思います。難しい部分ですが、どのような形ならトライアングルプロジェクトについてこの計画に載せられるか、教育委員会の指導課とも連携して検討したいと思います。

会長 : ここでも連携という言葉が出てきましたが、分野や領域が違つと、連携の難しさが出てくると思います。幼児期から学齢期というと、福祉から教育に変わってくる難しさがあると思うので、具体的にというところを盛り込んでいただけるとよいかと思います。他にございますか。

久保木 : 84 ページに、障害者差別解消法の改正のことが記載されています。令和 6 年 4 月 1 日から、事業者の社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が、努力義務から義務に変わる旨を記載していただいております、この点は県においても PR しているところですが、重点事業やその他の事業には、周知していくことや窓口を充実するなどといった取組は何か記載されるのでしょうか。また、同様に改正で言いますと、精神保健福祉法も改正され、令和 6 年 4 月 1 日から、市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほかに精神保健に課題を抱える者も対象にできるようになり、市町村の精神保健が幅広くなります。これについては、国において中身が検討されているところであり、日頃から市川市においてもこうした相談支援に対応していただい

るとはと思いますが、この改正の辺りも何かこの計画に組み込んでいく予定はあるのでしょうか。

鳥羽 : 障害者差別解消法については、障害者週間などを活用して周知啓発を図っておりますが、改正内容の周知啓発については適切に対応していきたいと思えます。また、精神保健福祉法の改正をはじめとした、令和 6 年 4 月から施行となる改正事項は、概要が示されている段階ですので、今後、どのように盛り込んでいくかは検討していきたいと思えます。

会長 : 他にございますか。

内池 : 医療的ケア児等コーディネーターの研修内容についてのご質問について、補足です。内容はかなり幅広いものとなっております、時間としては 20 時間以上ありまして、総論から始まり、医療や、お子さんの成長や発達の特徴、救急時の対応、ご本人やご家族の思いを理解するというところで意思決定支援についてのこと、アセスメントの取り方のことなど、具体的な内容となっております。また、福祉の制度のことや、社会資源や虐待に関すること、実際の事例検討なども内容に含まれております。

会長 : 他にはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

本日出されました論点などを所管課において整理していただき、また次回の障がい者福祉専門分科会で検討していきたいと思えます。皆様、よろしく願いいたします。

以上で、本日予定されていた議事はすべて終了いたしました。このほか、事務局から何か連絡事項はありますか。

事務局 : 皆様、お疲れ様でございました。

本日出されました論点などを、所管課においてこのあと整理し、次回は 9 月 28 日 14 時から、第 2 回障がい者福祉専門分科会を開催したいと考えております。場所は、またこの第 2 庁舎の 4 階の、会議室 2 になります。

また、市町村障害福祉計画・障害児福祉計画については、市町村の「協議会」、本市では「市川市自立支援協議会」ですが、協議会の意見を聴くよう努めなければならないと法律に定めがございます。そこで、第 2 回障がい者福祉専門分科会の前、今月 21 日に、「第 1 回市川市自立支援協議会」を開催させていただきました。

き、本日お示しさせていただいた第 5 次いちかわハートフルプラン案を提示し、ご意見を伺う予定としております。

事務局からは以上でございます。

会長 : ありがとうございました。それでは、令和 5 年度第 1 回障がい者福祉専門分科会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

**(閉会)**

令和 5 年 8 月 7 日

市川市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会長 丸谷 充子